

所得税の確定申告、市・道民税の申告を忘れずに

申告期間 2月16日(月)～3月16日(月)

※所得税の還付申告は、1月から室蘭税務署と税務グループで受け付けしています。

◇市が行う申告受付場所・日時

場 所	月 日	時 間
市役所本庁舎 3階第1会議室	2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分 ※事業所得などの確定申告は 受け付けしません。
市役所本庁舎 1階6番窓口	3月1日(日)・8日(日)	
鷺別公民館	3月4日(水)・5日(木)・6日(金)	
婦人センター	3月2日(月)・3日(火)	
登別温泉ふれあいセンター	2月27日(金)	

※税源移譲に伴う所得税の減少により、昨年創設されました住宅借入金等特別税額控除（翌年度の市・道民税より控除されます）の申告についても3月16日(月)までの受け付けとなっています。対象となる方（平成11年～平成18年に入居した方で控除額が平成20年分の所得税額を超える方）は、昨年に引き続き、市役所へ申告をお願いします。

◇申告に必要なもの

- ①申告する方の印鑑（朱肉を使うもの）
- ②平成20年中の収入金額を証明する書類（原本）
 - 給与所得、公的年金の源泉徴収票
 - 報酬、料金などの受給額を証明する書類（支払調書など）
 - 不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
 - 生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
 - 生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類
- ③平成20年中の社会保険料などの支払いを証明する書類
 - 国民健康保険税または後期高齢者医療の納付確認通知書（はがき）または領収書（平成20年中に支払った分）
 - 介護保険料の領収書（平成20年中に支払った分）
 - 国民年金保険料控除証明書または領収書（平成20年中に支払った分）
 - 健康保険料（任意継続）の領収書
 - 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
- ④配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類（源泉徴収票など）
- ⑤医療費控除を受ける方は、平成20年中に支払った医療費の領収書、医療費を補てんする保険金（高額療養費、入院給付金など）の金額が分かるもの

※領収書は、受診者・病院ごとに分け、『医療費の明細書』（市役所本庁舎1階6番窓口）に備え付け）などに医療費の内訳と合計額を記載したものを持参してください。『医療費の明細書』がないと、順番どおりに受け付けできない場合があります。
- ⑥住宅借入金等特別控除を受ける方（平成20年中に入居した方）
 - 住民票（写） ●家屋の登記簿謄本（写）
 - 家屋の工事請負契約書（写）または売買契約書（写）
 - 土地の登記簿謄本（写）や売買契約書（写）（敷地に係る借入金について併せて控除を受ける場合のみ）
 - 金融機関発行の『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』
 - 建築士から交付された増改築等工事証明書（家屋の増改築の場合）
- ⑦障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
- ⑧所得税の還付を受ける方は、申告者名義の金融機関名・支店名・口座番号の分かるもの

◇申告の必要な方

- 次の要件に該当しない方は、原則として所得税の確定申告、または市・道民税の申告をする必要がありません。
- 給与収入のみ（年末調整済み）で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
 - 昭和19年1月1日以前に生まれ、収入が公的年金のみ（収入金額が152万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方
 - 昭和19年1月2日以降に生まれ、収入が公的年金のみ（収入金額が102万円以下）で、所得税が源泉徴収されていない方
- ※申告の必要な方でも次に該当する方は、電話のみで申告することができますので、電話で税務グループにご連絡ください。
- 平成20年中の収入が無かった方
 - 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金のみの方
 - 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方



問い合わせ 税務グループ (☎851155)